

資金決済に関する法律20条1項に基づく払戻しのお知らせ（東神奈川ゴルフジョイ 営業終了のお知らせ）

平素より、東神奈川ゴルフジョイをご利用いただき、誠にありがとうございました。

この度、当店東神奈川ゴルフジョイにつきましては、誠に勝手ながら、2024年12月30日（月）をもって、営業を終了させていただきます。長きに渡り、ご愛顧を賜り、誠にありがとうございました。スタッフ一同、心より御礼申し上げます。

ご利用をいただいております、「メンバーズカード」、「ビジターカード」の未使用残高につきましては、以下のとおり、資金決済に関する法律20条1項に基づく払戻しを実施いたします。

○払戻しを行う前払式支払手段の発行者

株式会社ゴルフジョイ

○払戻しに係る前払式支払手段の種類

- ・メンバーズカード
- ・ビジターカード

○払戻しの申出期間

2025年1月7日（火）9時00分 から 2025年3月31日(月)16時00分まで

※当該払戻し申出期間内に申出をいただけない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

○払戻しの方法

東神奈川ゴルフジョイにて、「メンバーズカード」、「ビジターカード」の未使用残高を確認のうえ、その場で未使用残高の払戻しをいたします。

○払戻しの申出方法

- ① 東神奈川ゴルフジョイに、「メンバーズカード」、「ビジターカード」をご持参ください。
- ② 「メンバーズカード」、「ビジターカード」の未使用残高を確認し、「メンバーズカード」、「ビジターカード」と引き換えのうえ、その場で未使用残高の払戻しをいたします。

○払戻しに関する問い合わせ先

株式会社ゴルフジョイ事務局

神奈川県横浜市神奈川区千若町1-3

問い合わせ電話番号 045-441-2841（9時00分から16時00分まで）